

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第三条第一項の規定に基づき一般送配電事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令における事業者設定基準届出書

系 託 発 第 158 号
平成 28 年 10 月 31 日

経済産業大臣 世 耕 弘 成 殿

高松市丸の内 2 番 5 号
四 国 電 力 株 式 会 社
取締役社長 佐 伯 勇 人

別表に掲げる、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第三条第一項の規定に基づき一般送配電事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令の規定により、別紙のとおり事業者設定基準を定めたので届け出ます。

(別 表)

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第三条第一項の規定に基づき一般送配電事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令	
第 9 条第 2 項	第 9 条第 1 項第 2 号に規定する基準に代わるものとして設定した基準
第 11 条第 2 項	送配電関連固定費または送配電関連可変費への配分基準
第 12 条第 2 項	第 12 条第 1 項第 1 号に規定する値に代わるものとして設定した値
第 12 条第 2 項	第 12 条第 1 項第 6 号に規定する値に代わるものとして設定した値
第 16 条第 2 項	託送収益(電源線に係る収益を除く。)および事業者間精算収益の送配電関連固定費、送配電関連可変費及び需要家費への配分基準
第 25 条第 2 項	送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準

第9条第1項第2号に規定する基準に代わるものとして設定した基準
〔第9条第2項関係〕

1. 設定した基準

項目	配分基準	整理分類
固定資産税	受電用変電設備及び配電用 変電設備の帳簿原価比	活動帰属基準
減価償却費	受電用変電設備及び配電用 変電設備の帳簿原価比	活動帰属基準
固定資産除却費	受電用変電設備及び配電用 変電設備の帳簿原価比	活動帰属基準

2. 事業者の実情に応じた値により算定することが適当である理由

変電費の配分にあたり、別表第2第2表に定める基準に比べ、より適切な整理を行うための客観的かつ合理的な配分基準として、費用の発生についてより関連がみられる〔1. 設定した基準〕に掲げる活動帰属基準を設定することとした。

送配電関連固定費または送配電関連可変費への配分基準
[第 11 条第 2 項関係]

項 目	配 分 基 準
給料手当 (環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に配分。
給料手当振替額(貸方) (環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に配分。
雜 紙 (環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に配分。
消耗品費 (環境対策費を除く。)	水力発電費および火力発電費は、送配電関連固定費に配分。 総送電費、受電用変電サービス費、配電用変電サービス費、高圧配電費、低压配電費および給電費は、送配電関連固定費と送配電関連可変費の割合が 1 対 1 となるように配分。
修 繕 費 (環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に配分。
託 送 料	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に配分。
事業者間精算費	送配電関連可変費に配分。
委 託 費 (環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に配分。
養 成 費 (環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に配分。
諸 費 (環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に配分。
他社購入送電費	送配電関連固定費に配分。
建設分担関連費振替額 (貸方) (環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に配分。
附帯事業営業費用分担 関連費振替額(貸方) (環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に配分。
地帶間販売送電料	総送電費(地帶間販売送電料(電源線に係る収益を除く。), 他社販売送電料(電源線に係る収益を除く。)は除く。)のうち、固定費と可変費の占める比率により、送配電関連固定費と送配電関連可変費に配分。

第12条第1項第1号に規定する値に代わるものとして設定した値
[第12条第2項関係]

1. 設定した値

第12条第1項第1号の規定による「最重負荷日の最大需要電力の平均値（以下「最大電力」という。）」は、特別高圧需要については、昼間時間帯（8時から22時）における最大電力とする。

2. 事業者の実情に応じた値により算定することが適当である理由

当社は、供給コストの低減を図る観点から、電気料金に多様な選択約款メニューを設定し、

- ・昼間時間帯（8時から22時）から夜間時間帯（0時から8時および22時から24時）への負荷移行
- ・昼間時間帯における使用電力抑制
- ・夜間時間帯における負荷創造

などの負荷平準化対策を積極的に推進してきた。

この結果、特別高圧需要においては、夜間への負荷移行が進み、夜間時間帯に最大電力が発生することとなった。

第12条第1項第1号で規定する一日における最大電力を用いる配分基準では、こうした特別高圧需要の負荷移行努力が適切に原価配分に反映できることとなる。

このため、負荷移行努力が適切に原価配分に反映できるようにするとともに、今後も供給コストの低減を目指し負荷平準化を推進していく観点から、第12条第1項第1号に規定する値は、特別高圧需要については、昼間時間帯における最大電力により設定する。

第12条第1項第6号に規定する値に代わるものとして設定した値
[第12条第2項関係]

1. 設定した値

第13条第2項第7号に掲げる需要家費のうち、需要家設備関連費用の配分については、第12条第6項第1号に定める割合の算定を、同条第1項第6号の規定によらず、設備の差異、費用の発生の原因等を反映した値により算定する。

具体的には、配電設備のうち、架空引込線、地中引込線および計器等に係る費用については、口数比で配分せずに、各設備に対応する電圧区分に応じて、特別高圧需要、高圧需要および低圧需要に直接整理するものとする。

2. 事業者の実情に応じた値により算定することが適当である理由

需要家設備関連費用の配分にあたり、設備の差異、費用の発生原因等をより正確に反映した費用配分となるよう、設備内容に応じて費用を配分することとした。

託送収益(電源線に係る収益を除く。)および事業者間精算収益の送配電関連固定費、
送配電関連可変費及び需要家費への配分基準
[第 16 条第 2 項関係]

項 目	配 分 基 準
託送収益 (電源線に係る収益を除く。)	送配電関連費(配電用変電サービス費, 高圧配電費, 低压配電費, 需要家費を除く。)のうち, 固有固定費と固有可変費の占める比率により, 送配電関連固定費と送配電関連可変費に配分。
事業者間精算収益	同上

送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準
[第 25 条第 2 項関係]

基準託送供給料金等の設定にあたっては、送配電関連設備の利用形態に応じて同一の供給条件を適用する観点から、以下のとおり設定する。

1. 基準託送供給料金

(1) 料金の種類

送配電関連設備の利用形態に応じて、以下の通り設定する。

イ. 特別高圧または高圧の場合

- ・接続送電サービス料金（送配電関連設備の標準的な使用に適用）
- ・臨時接続送電サービス料金（契約期間が 1 年に満たない場合に適用）
- ・予備送電サービス料金（予備電線路を利用する場合に適用）

を設定する。

さらに、接続送電サービス料金については、時間帯区分を設けない標準接続送電サービス料金に加え、昼間時間と夜間時間の送配電関連設備の費用負担格差を反映した時間帯別接続送電サービス料金を選択制で設定するとともに、自己等への電気の供給においてごく限られた時間のみ託送制度を利用することに配慮した従量接続送電サービス料金を選択制で設定する。

また、1年を通じて最大需要電力が夜間時間に発生する場合に、昼間時間と夜間時間の固定費負担格差を考慮し、昼間時間最大電力を上回る夜間利用に対する割引額を設定する。

ロ. 低圧の場合

- ・接続送電サービス料金（送配電関連設備の標準的な使用に適用）
- ・臨時接続送電サービス料金（契約期間が 1 年に満たない場合に適用）

を設定する。

さらに、接続送電サービス料金については、時間帯区分を設けない標準接続送電サービス料金、負荷設備容量ごとに料金設定した定額接続送電サービス料金に加え、昼間時間と夜間時間の送配電関連設備の費用負担格差を反映した時間帯別接続送電サービス料金、自己等への電気の供給においてごく限られた時間のみ託送制度を利用することに配慮した従量接続送電サービス料金を選択制で設定する。ただし、定額接続送電サービスについては、動力を使用する需要には適用しない。

(2) 料金制

- ・需要の規模に応じた基本料金と、供給する電気の量に応じた電力量料金とを組み合わせた「二部料金制」のほか、
 - ・販売電力量が極めて少ないと見込まれる需要については「定額制料金」
 - ・自己等への電気の供給において、ごく限られた時間のみ託送制度を利用する需要については「完全従量料金制」
- を設定する。

2. 近接性評価

潮流状況改善効果を評価できる地域を、市町村ごとに、当該市町村における発電電力量、需要電力量および流通設備の実態等を踏まえて設定し、発電設備が、当該潮流状況改善効果を評価できる地域に立地する場合は、当社が当該発電設備から受電した電力量（当該発電設備を維持し、および運用する発電契約者以外の事業者等を介して当該発電設備に係る電気を調達する場合〔ただし、再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき、契約者が指定した当該発電設備に係る電気を調達する場合を除く。〕の当該電気を除く。）と近接性評価割引単価を基礎に割引額を算定し、接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の合計から差し引くこととする。また、近接性評価割引単価は、基幹系統に係る設備投資が抑制され得ることおよび上位系統のロス分に係る電気価値を踏まえ受電電圧ごとに設定する。

なお、平成 28 年 3 月 31 日以前に割引対象とされてきた地域において、現に割引の適用を受けている電源についても、暫定的に、引き続き割引くこととし、基幹系統に接続する電源の割引単価を適用する。